

第2節

高齢社会対策の動き

高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究等

(1) 地域における高齢社会対策の現状と課題に関するアンケート調査

急速な高齢化が進展する中で各地域がそれぞれ主体的かつ一体となって活力に満ちた地域社会の実現に向けて、地域の実情等に応じたきめ細かな不断の取組を積極的に進めていくことが必要となっている。とりわけ住民に最も身近な自治体である市区町村の果たす役割は重要となっていることから、市区町村を対象に施策の現

状と課題を把握するためアンケート調査を実施した。

(2) 高齢者の経済生活に関する意識調査

高齢社会対策総合調査として高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握している。平成18年度は、収入・支出、就労、資産などの経済生活に関する意識等を把握するため高齢者の経済生活に関する意識調査を実施した。

第3節

分野別の施策の実施の状況

1 就業・所得

- 少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、平成16年6月に成立・公布された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号。以下、「改正高年齢者雇用安定法」という。）により、18年4月から、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、男性の年金の支給開始年齢の引上げに合わせ25年4月1日にかけて段階的に65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の改正高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に対し義務付けられた。
- 公共職業安定所においては、事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の指導を行い、その際は、都道府県高年齢者雇用開発協会の高年齢者雇用アドバイザーが同行又はフォローアップ相談を行うなど、各都

道府県労働局と同協会とが密接な連携を図り、効果的かつ効率的な指導・援助等を実施した。

- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主、それに伴う高年齢者の雇用割合が一定割合を超える事業主等を対象として、継続雇用定着促進助成金の支給を行うことにより、継続雇用制度等の推進及び定着を図った。
- 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、エイジフリーに向けた賃金・人事処遇制度及び職務のあり方等の研究、個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発等を行う、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）を実施した。